

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例をここに公布する。

令和 6 年 9 年 2 7 日

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第 2 9 号

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例

(設置)

第 1 条 市の風土及び歴史・文化資源を広く紹介するとともに、市民と来訪者との交流を図り、もって観光及び歴史文化の振興並びに地域の活性化に寄与するため、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	藤井寺市立観光・歴史文化交流センター
位置	藤井寺市藤井寺 3 丁目 1 番 2 0 号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 1・2 階）

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光振興・地域活性化に関すること。
- (2) 地域の歴史・文化の普及啓発に関すること。
- (3) センターの施設の公開、維持管理及び提供に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、市長が必要と認める事業に関すること。

(管理運営)

第 4 条 センターの管理運営は、市長が行う。

(職員)

第 5 条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

第 6 条 センターの施設を占用して使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、使用者が第 1 2 条の規定に該当するときは、その使用を許可しない。

(使用料)

第 7 条 使用者は、別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 9 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 使用者は、センターの施設の使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 11 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 次条各号に該当するに至ったとき。

(入館の制限)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
- (5) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成 25 年藤井寺市条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第 13 条 使用者その他センターを利用する者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれのある行為
- (2) センターの建物内及び敷地内において喫煙する行為
- (3) 許可なくして火気を使用する行為
- (4) 許可なくして募金その他これに類する行為
- (5) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為
(使用者の管理責任)

第 14 条 使用者は、センターの使用に当たっては、施設等について善良な管理を行わなければならない。

(原状回復義務)

第 15 条 使用者は、センターの使用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第 11 条の規定により使用許可を取り消し、又は中止されたときも、同様とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により、原状に復するために要する費用は、使用者の負担とする。

(免責事項)

第 16 条 第 11 条及び第 12 条の規定による使用許可の取消し等又は入場の制限によって利用者等に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第 17 条 利用者等は、利用者等の責めに帰すべき事由によって施設等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、原状に復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の損害賠償の方法及び額は、市長が決定する。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第6条の規定による使用の許可その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

区分	単位	使用料
カフェ（厨房）	1 月	7 0 , 0 0 0 円
マルシェ	占有面積 1 平方メートル につき 1 時間	2 0 円
ギャラリー（展示エリア）	1 時間	2 1 0 円
ワークショップルーム	1 時間	4 8 0 円
ピロティ	占有面積 1 平方メートル につき 1 時間	2 0 円
ガーデンテラス	占有面積 1 平方メートル につき 1 時間	2 0 円
その他のエリア	占有面積 1 平方メートル につき 1 時間	2 0 円

備考

- 1 使用料を算定して得た額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 使用の期間が 1 月に満たない場合は、月額使用料を 2 5 で除して得た額に、使用する日数を乗じて得た額を当該月額の使用料とする。